

I. 介護保険制度の現状と見直し

1. 現状

(1) 被保険者数

○ 65歳以上の被保険者数は、5年5ヶ月で約378万人(17%)増加。

	2000年4月末	2003年4月末	2004年4月末	2005年9月末
被保険者数	2,165万人	2,398万人	2,453万人	2,543万人

(2) 認定者数

○ 介護認定を受けた者は、5年5ヶ月で約207万人(95%)増加。

	2000年4月末	2003年4月末	2004年4月末	2005年9月末
認定者数	218万人	348万人	387万人	425万人
認定者数/被保険者数	10.1%	14.5%	15.8%	16.7%

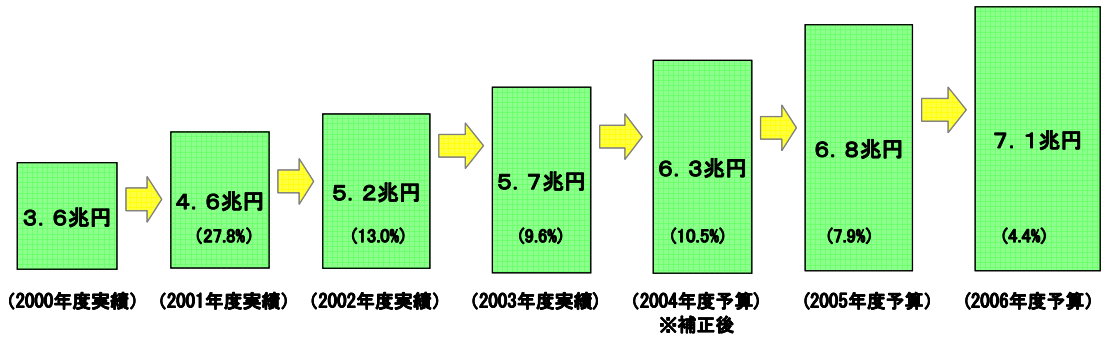
(3) サービス受給者数

○ 5年3ヶ月で、居宅は166%、施設は52%、全体で126%の増加。

	2000年4月	2003年4月	2004年4月	2005年7月
居宅サービス	97万人	201万人	231万人	258万人
施設サービス	52万人	72万人	76万人	79万人
合計	149万人	273万人	307万人	337万人

(4) 総費用の伸び

- 介護保険の総費用は、毎年増加している。



※ グラフのカッコ内の割合は、対前年度との比較。

(5) サービス提供体制

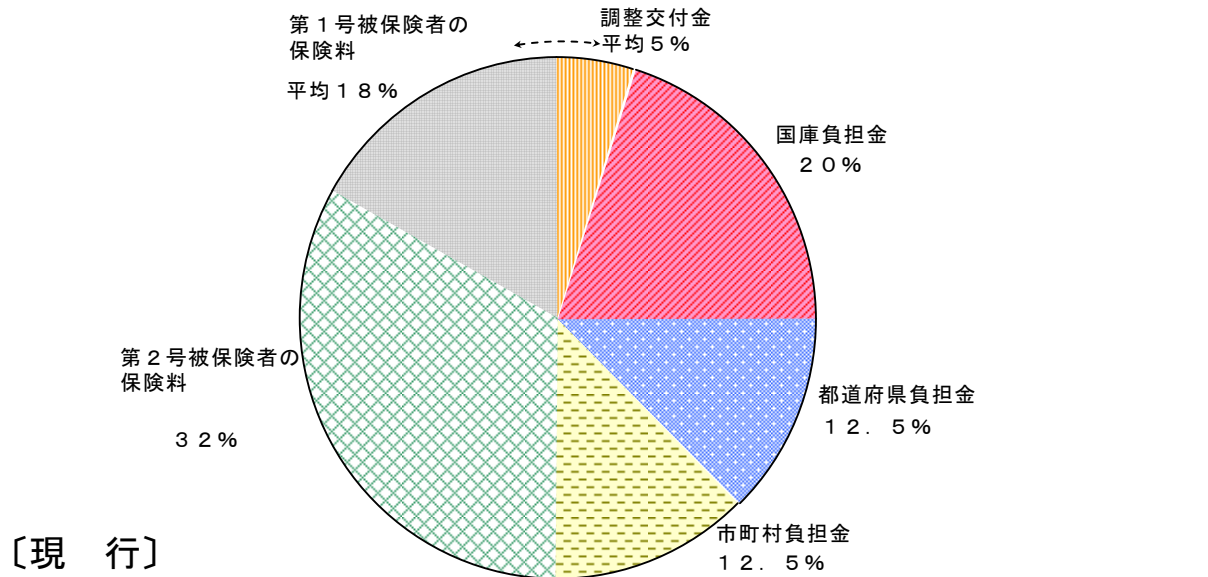
- 在宅サービスを中心に事業者の参入が続いている。
特に、**営利法人**と **NPO法人**の伸びが大きい。

法人種別	2001年5月	2005年5月	増減
社会福祉法人			
社協以外	15134	19838	31%
社協	4884	5132	5%
医療法人	42907	61093	42%
民法法人	2666	3310	24%
営利法人	21882	50585	131%
NPO法人	682	2735	301%
農協	952	1189	25%
生協	1401	1966	40%
地方公共団体	5384	6416	19%
(合計)	95892	152264	59%

※ WAMNETベース。指定件数については、その他法人、非法人、見なし指定により申請のない事業所を除く。

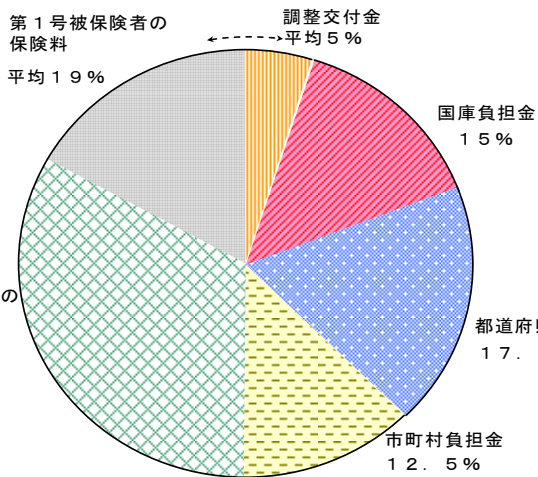
2. 現行制度

(1) 費用負担の構成

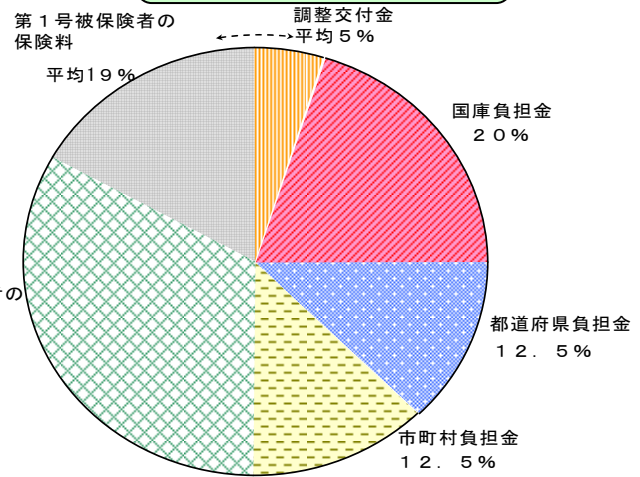


〔三位一体見直し後〕

施設等給付費(注1)

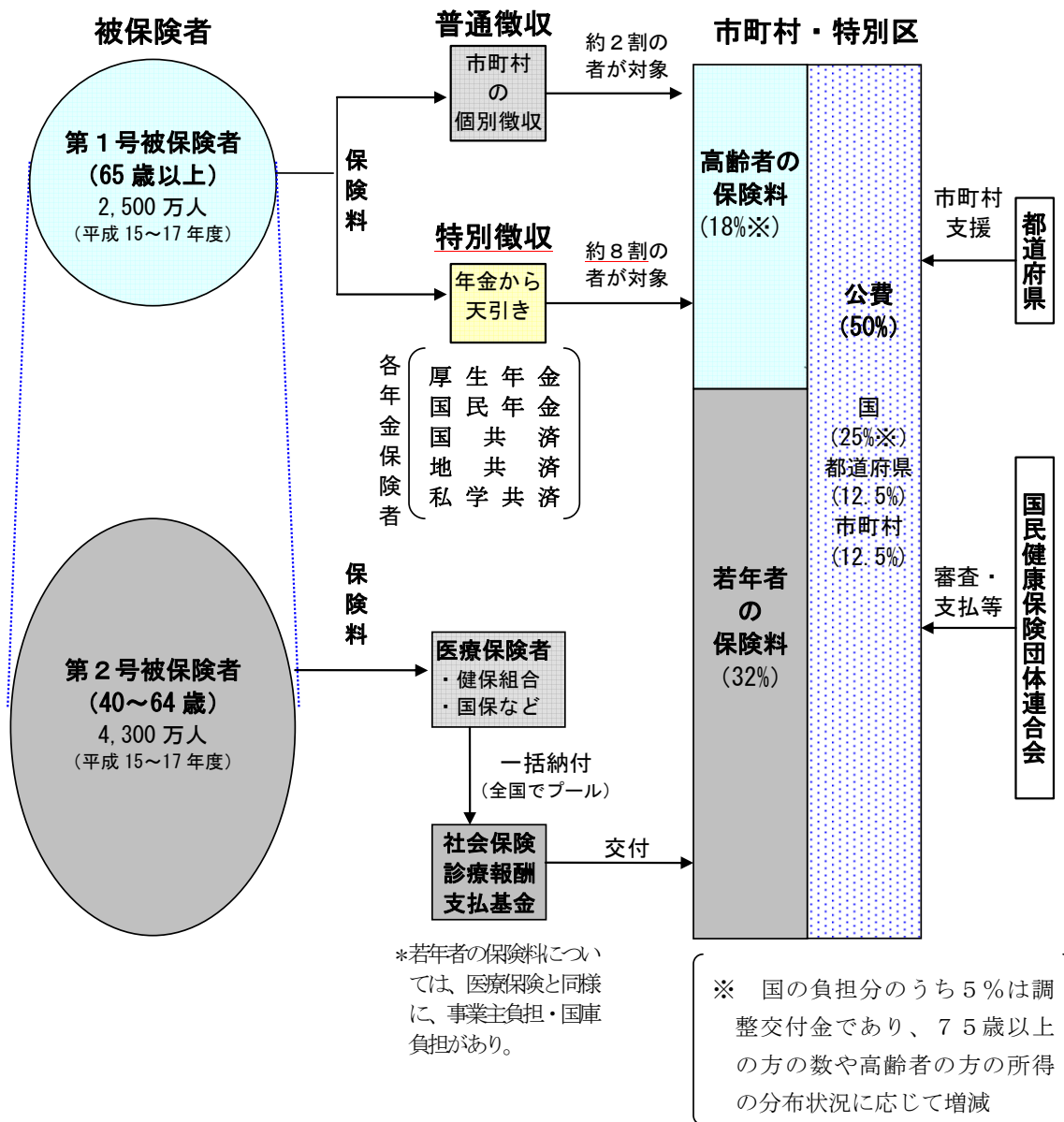


居宅給付費(注2)



(注1) 施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費。
 (注2) 居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

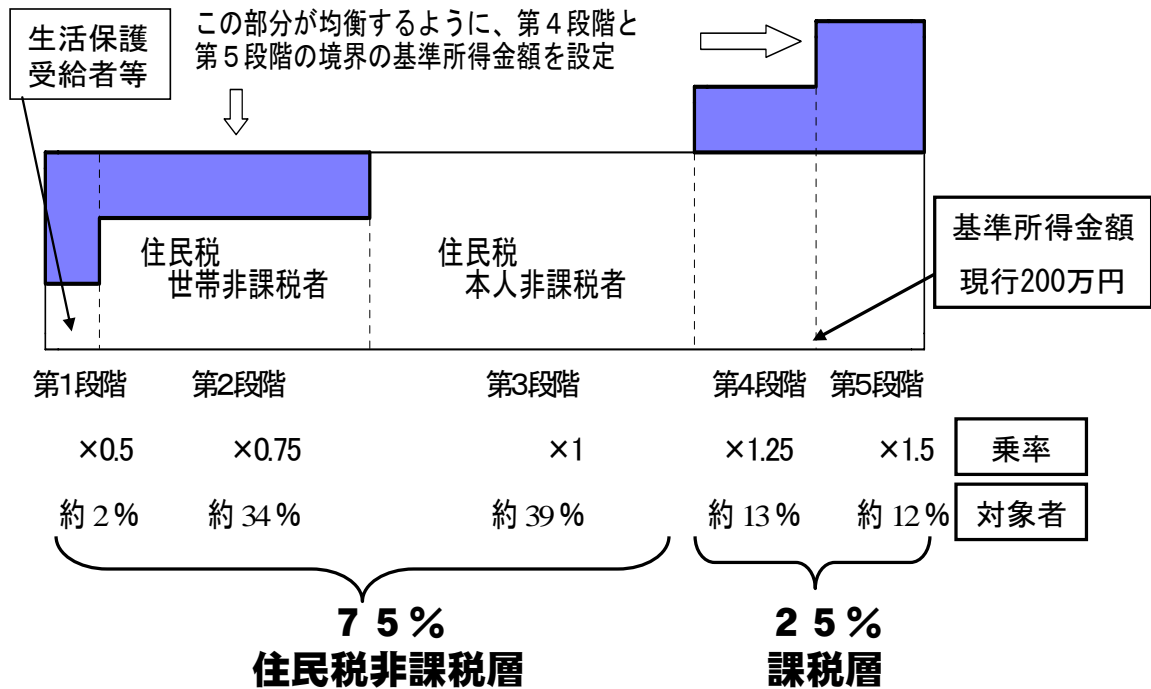
介護保険制度における保険料徴収の仕組み



(2) 保険料(第1号被保険者)

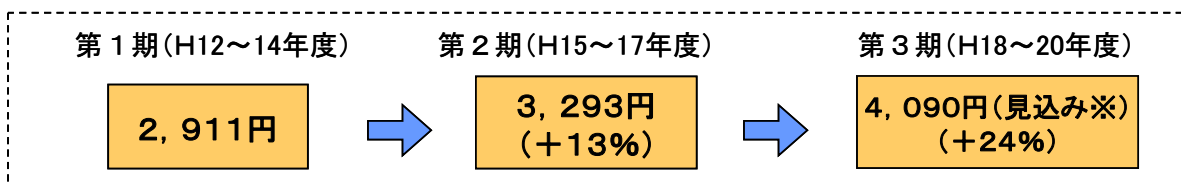
○保険料設定の基本的考え方

高齢者の保険料は、負担能力に応じた負担を求める観点から、原則として各市町村ごとの所得段階別の定額保険料としている(5段階ないし6段階)



- 乗率変更保険者数 : 249保険者
- 基準所得金額変更保険者数 : 35保険者
- 6段階制導入保険者数 : 230保険者

○全国平均額



※ 条例案(予定を含む)の数値を集計したものの。

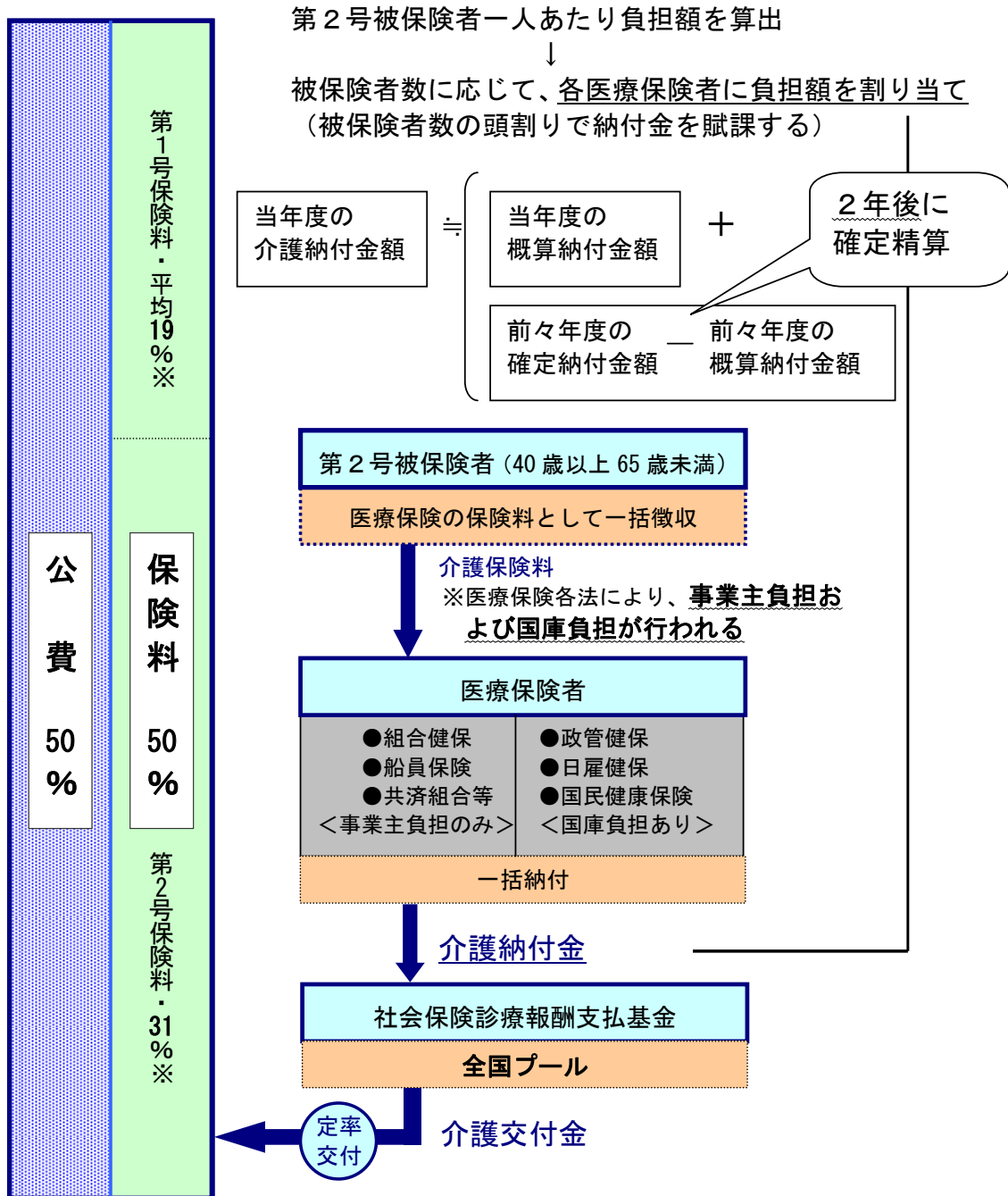
○保険料収納率

	第1号保険料 収納率	調定額に対する割合		徴収方法別の収納率	
		特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収
平成12年度	98.7%	81.0%	19.0%	100.0%	93.2%
平成13年度	98.6%	80.5%	19.5%	100.0%	92.8%
平成14年度	98.4%	80.4%	19.6%	100.0%	91.9%
平成15年度	98.3%	81.2%	18.8%	100.0%	91.0%
平成16年度	98.2%	81.9%	18.1%	100.0%	90.2%

【出典:介護保険事業状況報告年報】

(3) 保険料(第2号被保険者)

2号保険料の徴収の仕組み



※第1号被保険者と第2号被保険者の人数にもとづく割合
(平成18~20年度)

○ 政府管掌健康保険の介護保険料率

12年度		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
(12年 4月～)	(13年 1月～)						
6.0‰	10.8‰	10.9‰	10.7‰	8.9‰	11.1‰	12.5‰	12.3‰

注) 平成15年度以降の料率は、総報酬制導入後の料率である。

○ 健康保険組合の平均介護保険料率

12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
11.088‰	11.273‰	9.884‰	8.567‰	9.66‰	10.50‰

注) 料率は、平成12年度から平成15年度までは組合決算、平成16年度は組合決算見込みにおける平成17年2月末時点の組合平均数値である。また、平成17年度は組合予算における平成18年3月1日時点の組合平均数値。

注) 平成12年度の年間平均については8.159‰

介護納付金の第2号被保険者一人当たり負担見込額等の推移

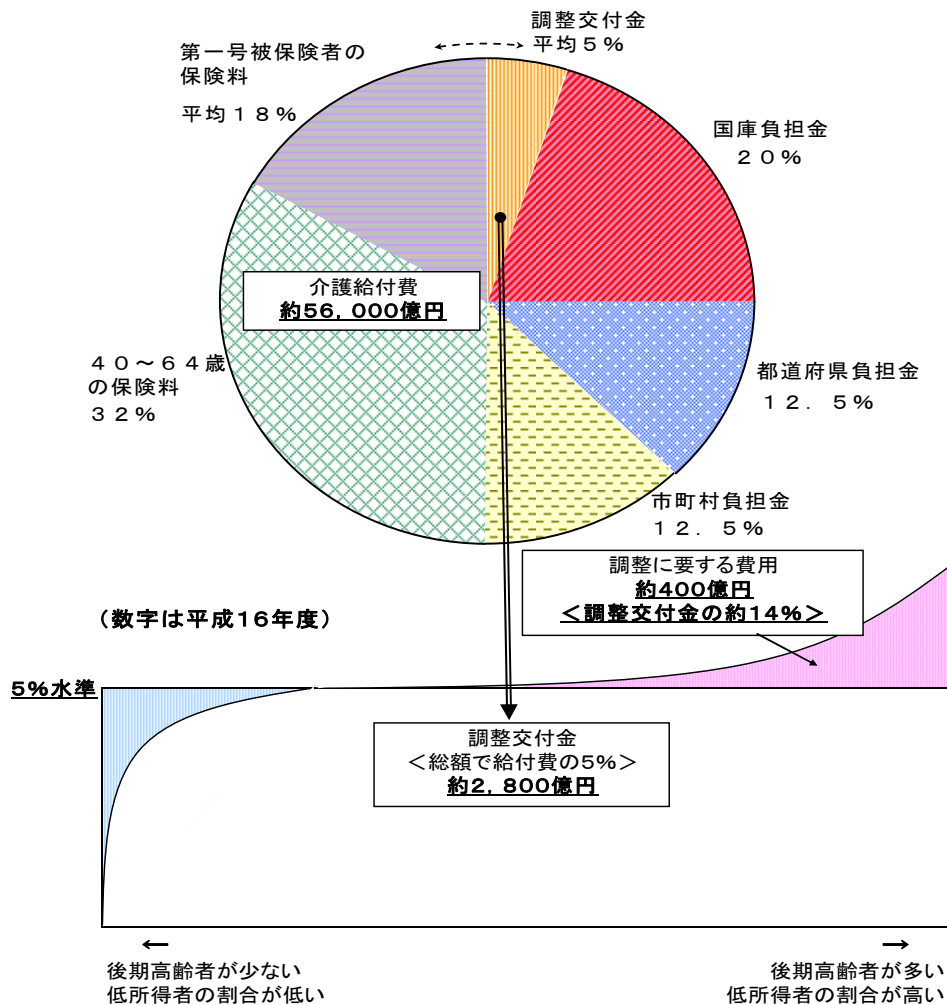
	12年度		13年度		14年度		15年度		16年度		17年度		18年度	
	金額	金額	対前年度 伸び率 (%)	金額	対前年度 伸び率 (%)	金額	対前年度 伸び率 (%)	金額	対前年度 伸び率 (%)	金額	対前年度 伸び率 (%)	金額	対前年度 伸び率 (%)	
概 算 納付金	年額 28,915円	年額 32,425円	112.1	年額 35,019円	108.0	年額 36,513円	104.3	年額 41,665円	114.1	年額 45,054円	108.1	年額 47,578円	105.6	
	月額 2,410円	月額 2,702円		月額 2,918円		月額 3,043円		月額 3,472円		月額 3,755円		月額 3,965円		
確 定 納付金	年額 24,901円	年額 31,764円	127.6	年額 36,093円	113.6	年額 38,356円	106.3	年額 41,688円	108.7	年額 _____		年額 _____		
	月額 2,075円	月額 2,647円		月額 3,008円		月額 3,196円		月額 3,474円		月額 _____		月額 _____		

(注) 年額については、厚生労働大臣が毎年官報掲載により公示している医療保険者が納付金の算定に用いるための2号被保険者一人当たり負担見込額または負担額であり、月額は年額を12月で除して四捨五入したものである。

(4) 調整交付金

調整交付金による財政調整

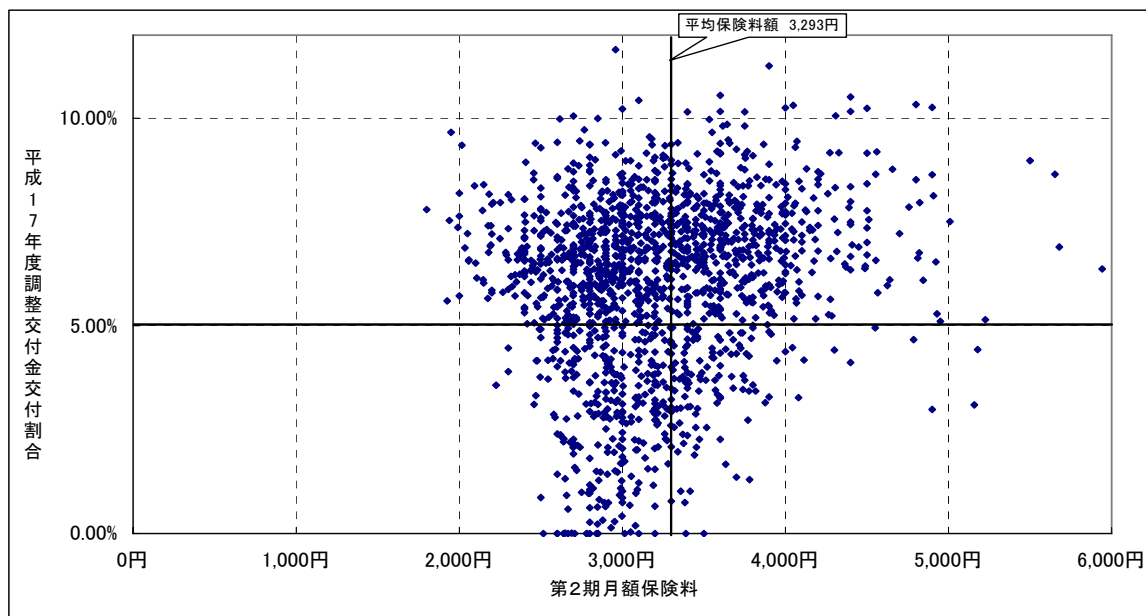
- 国庫負担25%のうちの5%部分は、市町村の保険財政の調整のための「調整交付金」として交付される。
- 全国平均と比較して後期高齢者や低所得者の割合が高い保険者にとっては、保険料水準の増嵩を抑える効果を果たしている。
- 調整交付金のうち、保険者間の調整のために保険者ごとに増減させている金額は、給付費全体の0.7%に過ぎない。



【調整交付金の役割】

- ・ 保険者の給付水準が同じであり、
- ・ 収入が同じ被保険者であれば、
- ・ 保険料負担額が同一となるよう調整するもの。

平成17年度調整交付金交付割合及び第2期月額保険料について(保険者別分布状況)

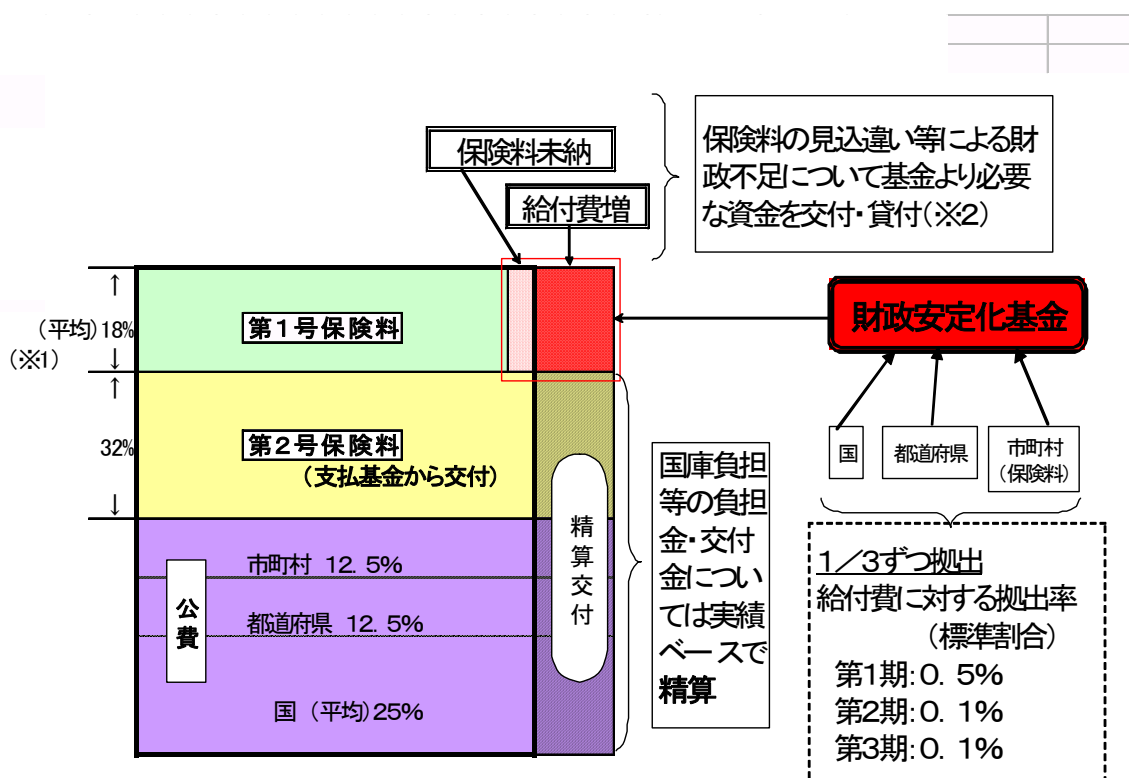


※平成17年度調整交付金の交付対象保険者(平成18年2月末時点)のうち、第2期保険料額の確認ができた1,619保険者を対象としている。

(5) 財政安定化基金

財政安定化基金の仕組み

- 事業計画における見込を上回る給付により1号保険料の収納不足等が生じた場合には、都道府県に設置された財政安定化基金により所要額を貸し付け、次期事業運営期間において償還する仕組み
- 市町村の介護保険特別会計に赤字が出ることとなった場合に、一般財源から財政補填をする必要のないよう、市町村に対して資金の交付・貸付を行うもの。

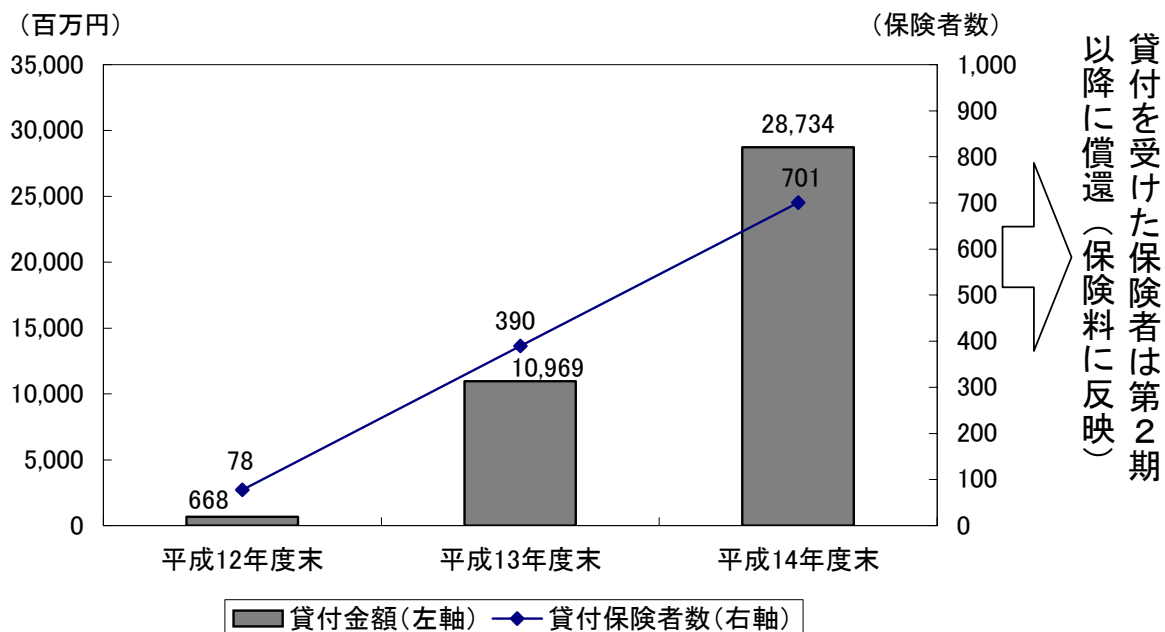


※1 調整交付金の交付割合によって、各市町村における第1号被保険者の負担割合も変動する。

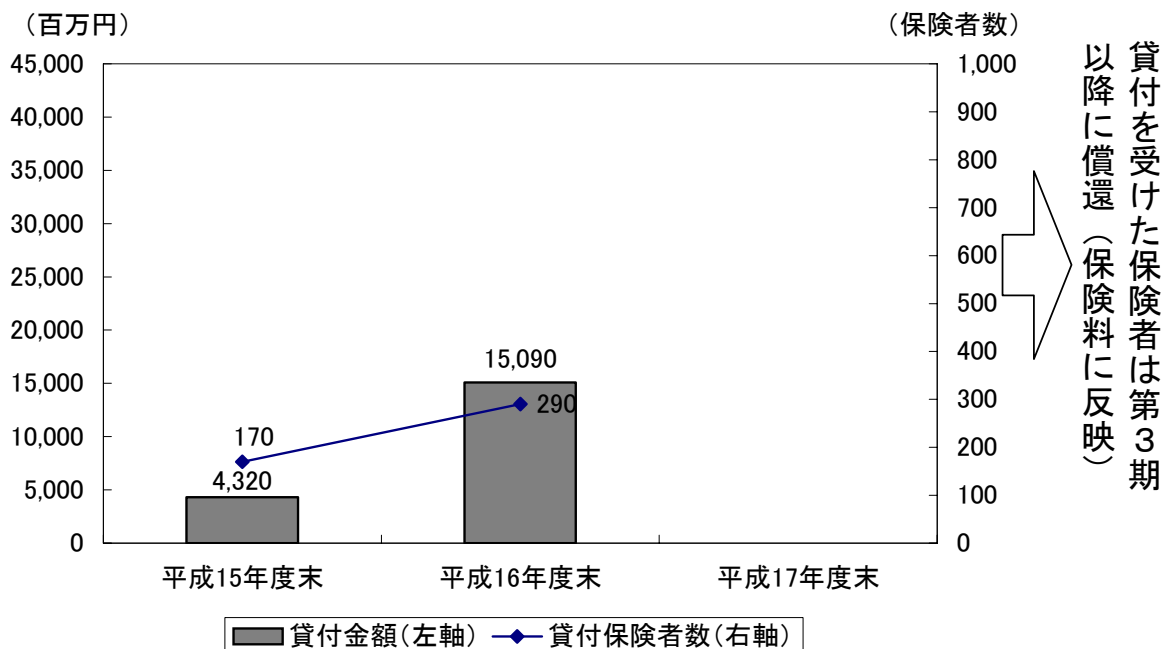
※2 財政安定化基金からの借入については、第1期における借入にかかる特例措置として、通常3年の償還期限を6年ないしは9年に延長することも認める措置をとっている。

財政安定化基金貸付状況

第1期（平成12～14年度）



第2期（平成15～17年度）



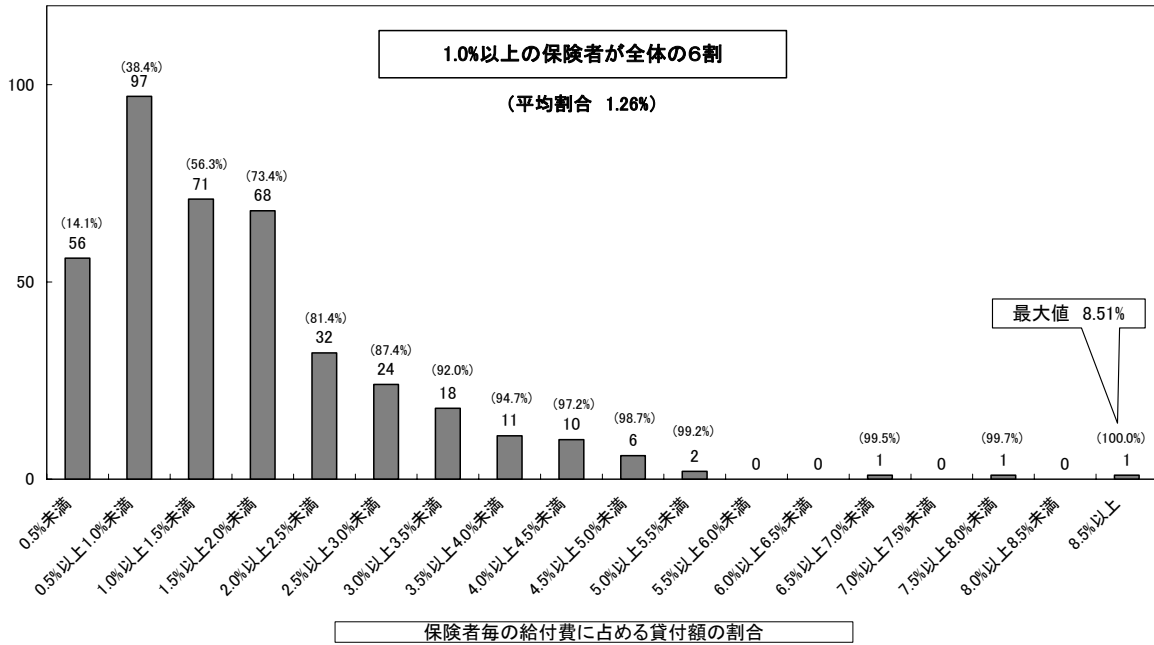
※参考

平成16年度末保険者数 2,250

給付費に占める財政安定化基金貸付金額の割合(分布状況)

第1期事業運営期間(平成13年度末<2年度目>時点)

貸付保険者数(()は全体に占める累積割合)



第2期事業運営期間(平成16年度末<2年度目>時点)

貸付保険者数(()は全体に占める累積割合)

